

下呂市告示第 107 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 委託した公金事務

下呂市立休日診療所における使用料及び手数料の徴収事務

2 指定公金事務取扱者

下呂市森 8 8 3 番地 1

一般社団法人 下呂市医師会

代表者 小林 源博

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日